

令和 7 年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務仕様書

1 事業概要

島根県警察では、交通信号機（単独制御されている交通信号機を除く。）等と交通管制センターを有線回線で接続し、信号機の制御、渋滞情報の収集、提供を行っている。本事業は、指定する交通信号機等（以下「指定交通信号機等」という。）と交通管制センターの回線をモバイル回線で接続する業務である。

2 業務名称

令和 7 年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務

3 契約期間

(1) 初期導入期間

契約の日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(2) 回線利用期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで（60 か月）

4 業務内容

(1) 通信回線の接続に係る諸設備の整備及び保守業務

交通管制センターと指定交通信号機等間の通信回線をモバイル回線で接続し、指定交通信号機等が交通管制センターにおいて制御・監視できる状態にすること。

通信回線の接続に係る諸設備については、整備時における最新のものを整備すること。また、指定交通信号機等と接続する端末装置（以下「端末装置」という。）については、アンテナ等含む全ての装置を UC 型信号制御機内に収めることが可能な装置を有し、運用実績が良好であること。なお、実際の端末装置の選定及び設置方法については、この契約締結後発注者と協議の上、決定すること。

通信回線の接続に係る諸設備、設置に係る工事（電源の確保、2 次側機器への接続等を含む）、通信回線保守及び機器保守は、受注者が全てを準備すること。

(2) 通信回線費用

通信回線費用については、交通管制センターと接続する指定交通信号機等の距離

に関係なく、定額の金額設定とすること。

(3) 試験運用

利用開始日まで十分な試験運用期間を設けるとともに、試験運用に際しての費用等は全て受注者の負担とすること。

(4) モバイル回線接続指定交通信号機等

別表「実施箇所一覧表」のとおり。

(5) ネットワークシステム

次の要件を全て満たし、ネットワークシステム全体の構成、セキュリティ対策等が分かる資料を提出すること。

ア 交通管制センターの中央機器から、指定交通信号機等の間にモバイル回線を適用すること。

イ ネットワークシステムは警察専用とし、閉域網のシステムとすること。また、使用するネットワークシステムは冗長化を図り、大規模災害に備えること。

なお、データセンター等によりネットワークシステムの構築を図る場合は、冗長化したデータセンター間は、少なくとも 300km 以上隔離された場所に設置すること。

ウ モバイル回線は冗長化を図り、通信輻輳時や通信設備の災害発生時においても、通信が長時間途絶えないこと。

エ 指定交通信号機等の改修・改造

端末装置は、指定交通信号機等の改修・改造なしで接続できるものとし、事故、災害等に備え、長時間の通信回線不通状態を発生させないように、保守体制を構築すること。

オ 利用期間中にモバイル回線の高度化等により、通信設備の更新等が必要となった場合は、速やかに対応すること。

5 回線規格

(1) 回線速度

以下に示す通信速度を確保し、減速や増速などの回線速度変更が可能であること。

- ・交通管制センターと受注者通信設備間 10Mbps 以上
- ・受注者通信設備と指定交通信号機等間 0.5Mbps 以上

(2) インターフェース

終端のコネクタ形状は RJ-45 であること。

6 遵守事項

- (1) 受注者は、この契約締結後速やかに作業計画を策定し、発注者の指定する担当者（以下「担当者」という。）に提出し、承認を受けること。併せて、保守に関する資料等を提出すること。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たり、周辺道路の交通に支障のないよう配慮するとともに、担当者と協議し、その指示に基づき作業を行うこと。
- (3) 受注者は、指定交通信号機等の機能を停止することのないよう注意して作業を行うこと。
- (4) 受注者は、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、道路管理者、所轄警察署長等の許可条件に従い作業を行うこと。
- (5) 受注者は、作業中、指定交通信号機等の不良箇所を認知した場合は、担当者に報告し、指示を受けること。
- (6) 島根県警察が管理する庁舎内で工事を実施する際は、従事する人員の名簿（以下「作業員名簿」という。）を事前に提出すること。
なお、作業員名簿には、会社名、役職、氏名、住所、生年月日及び性別を明記すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない軽微な事項について、作業上当然必要とされるものについては、受注者の責任において対応すること。

7 諸手続等

- (1) 本業務で必要となる諸届出及び諸手続は、全て受注者が処理すること。
なお、手続に要する一切の費用は、受注者の負担とすること。
- (2) 作業に要する諸工具、消耗品等は、受注者の負担で用意すること。

8 事故防止

受注者は、本業務の実施に当たり、作業現場及び機材の管理に努めるとともに、事故防止に必要な措置を講ずること。

また、本業務実施中に下記事項が発生した場合及びその他特異事案が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、担当者へ連絡し、その指示に従うこと。

- (1) 作業員の事故
- (2) 交通安全施設への損害
- (3) 第三者及びその所有物への損害

9 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

10 サプライチェーン・リスク対策

- (1) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ発注者に機器等リストを提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等、サプライチェーン・リスクを払拭するための措置を行うこと。

ただし、令和7年度中に発注者に機器等リストを提出済みの機器等については、機器等リストの提出を不要とする。

- (2) 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。

また、発注者から求められたときには、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

- (3) 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。

また、発注者から求められたときには、当該管理体制を証明する資料を提出すること。

- (4) 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適用されていること。

また、発注者から求められたときには、それらを証明する資料を提出すること。

- (5) 機器等の設計から部品検査、製造及び完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

- (6) 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

- (7) 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。

また、発注者から求められたときには、当該検査体制及び本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等の書類等を提出すること。

- (8) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

11 その他

- (1) 回線の監視について、24 時間 365 日とすること。また、長時間の回線不通状態が

発生した場合や、回線不通状態が頻発する場合等により、交通管制センターの運用に支障を来す時は、速やかに復旧させる対策を施すとともに当該障害に係る原因、今後の対策、保証の有無を発注者へ遅滞なく連絡し、その指示に従うこと。

- (2) 事故等により情報漏えい等の生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に基づいて必要な対策を実施すること。
- (3) 回線の移転等に伴い不要となった設備については、発注者の要請に従い撤去し、その費用等は、受注者の負担とすること。また、許可なく移動又は廃棄をしてはならない。
- (4) 警察関連施設に対して通信回線工事を行った際には、完成図書を1部作成し、島根県警察に提出すること。また、通信回線敷設、管路敷設等の工事図面も同様に提出すること。
- (5) 本事業に関連する別途発注工事については、その受注者に導入スケジュール等の調整を行うこと。
- (6) 受注者（本事業の契約者、保守員等）は、守秘義務として、本事業により警察施設内で知り得た警察業務上の秘密について、第三者へ漏らしてはならない。また、本事業の遂行上、保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、暴力団排除措置について、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。
- (8) 本仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において協議を行うこと。

実施箇所一覧表

No.	種別	交差点(地点)名	整理番号	所轄署	住所	備考
1	信号制御機	大輪町	まつえ E - 15	松江	松江市大輪町393-11先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
2	信号制御機	学園橋	まつえ E - 14	松江	松江市大輪町421先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
3	信号制御機	北田町	まつえ E - 12	松江	松江市北田町20-2先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
4	信号制御機	米子町	まつえ E - 19	松江	松江市米子町48先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
5	信号制御機	新大橋北詰	まつえ E - 23	松江	松江市東本町4丁目66先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
6	信号制御機	県民会館北東	まつえ E - 32	松江	松江市殿町358先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
7	信号制御機	宍道湖大橋南詰	まつえ A - 31	松江	松江市灘町1-21先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
8	信号制御機	東津田一区	まつえ B - 14	松江	松江市東津田町1132-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
9	信号制御機	内陸団地入口	まつえ B - 30	松江	松江市矢田町144-2先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
10	信号制御機	今市小前	いずも G - 22	出雲	出雲市今市町北本町2丁目1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
11	信号制御機	白枝	いずも I - 4	出雲	出雲市白枝町376先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
12	信号制御機	駅北町東	いずも G - 38	出雲	出雲市駅北町5-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
13	信号制御機	大正橋北詰	いずも G - 54	出雲	出雲市塩冶町1283-6先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
14	信号制御機	宮松	いずも G - 66	出雲	出雲市塩冶町957-5先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
15	信号制御機	白枝東	いずも I - 2	出雲	出雲市白枝町444-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
16	信号制御機	駅北町西	いずも G - 41	出雲	出雲市駅北町1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
17	信号制御機	駅南町東	いずも G - 42	出雲	出雲市駅南町2丁目6-8先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
18	信号制御機	小山団地西	いずも F - 50	出雲	出雲市渡橋町1091-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
19	信号制御機	消防本部北	いずも F - 57	出雲	出雲市渡橋町259先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
20	信号制御機	渡橋北	いずも F - 51	出雲	出雲市渡橋町1047-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
21	信号制御機	白枝北	いずも I - 6	出雲	出雲市白枝町551-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
22	信号制御機	白枝西	いずも I - 18	出雲	出雲市白枝町401-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
23	信号制御機	神戸橋北方	いずも I - 22	出雲	出雲市高松町773-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
24	信号制御機	一畑薬師入口	いずも B - 2	出雲	出雲市小境町398先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
25	信号制御機	園駅前	いずも B - 4	出雲	出雲市園町166-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
26	信号制御機	湖遊館入口	いずも B - 5	出雲	出雲市園町1470先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
27	信号制御機	船橋東詰	いずも A - 47	出雲	出雲市多久町1380-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
28	信号制御機	平田新田	いずも A - 1	出雲	出雲市平田町5598-5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
29	信号制御機	中の島	いずも A - 3	出雲	出雲市平田町7553先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
30	信号制御機	中の島大橋北詰	いずも A - 4	出雲	出雲市平田町7515先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
31	信号制御機	大倉町	いずも A - 14	出雲	出雲市平田町2368先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
32	信号制御機	雲州平田駅前	いずも A - 15	出雲	出雲市平田町2226先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
33	信号制御機	寺町	いずも A - 16	出雲	出雲市平田町2199先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
34	信号制御機	京町	いずも A - 26	出雲	出雲市平田町2069-2先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
35	信号制御機	平田本田	いずも A - 24	出雲	出雲市西平田町103先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
36	信号制御機	本田橋	いずも A - 34	出雲	出雲市国富町806先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)

実施箇所一覧表

No.	種別	交差点(地点)名	整理番号	所轄署	住所	備考
37	信号制御機	国富南	いずも A - 35	出雲	出雲市国富町505-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
38	信号制御機	バイパス東口	いずも F - 1	出雲	出雲市東林木町377先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
39	信号制御機	東林木	いずも F - 3	出雲	出雲市東林木町890-4先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
40	信号制御機	遙堪	いずも D - 8	出雲	出雲市大社町遙堪743先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
41	信号制御機	菱根	いずも D - 10	出雲	出雲市大社町菱根264-2先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
42	情報送信機	白枝跨線橋西		出雲	出雲市白枝町225-18先	A/D変換
43	情報送信機	吉田トンネル北		雲南	雲南市吉田町 松江自動車道40.7kp	A/D変換
44	信号制御機	下本郷町	ますだ B - 38	益田	益田市下本郷町275先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
45	信号制御機	乙吉東	ますだ B - 37	益田	益田市乙吉町68-4先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
46	信号制御機	乙吉町	ますだ B - 36	益田	益田市乙吉町イ60-5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
47	信号制御機	中吉田町	ますだ B - 35	益田	益田市中吉田町225-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
48	信号制御機	栄町	ますだ B - 10	益田	益田市栄町1-3先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
49	信号制御機	須子東	ますだ B - 11	益田	益田市須子町3-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
50	信号制御機	須子町	ますだ B - 12	益田	益田市須子町16-20先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
51	信号制御機	明見団地入口	ますだ B - 14	益田	益田市須子町44-27先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
52	信号制御機	高津IC	ますだ B - 21	益田	益田市高津5丁目2-66先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
53	信号制御機	中吉田北	ますだ B - 34	益田	益田市中吉田町336-4先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
54	信号制御機	中島町	ますだ B - 19	益田	益田市中島町イ85-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
55	信号制御機	柿本神社入口	ますだ B - 20	益田	益田市高津1丁目3-8先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
56	信号制御機	高津町	ますだ B - 23	益田	益田市高津7丁目19-8先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
57	信号制御機	緑ヶ丘団地入口	ますだ B - 24	益田	益田市高津8丁目11-22先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
58	信号制御機	萩・石見空港入口	ますだ B - 25	益田	益田市高津8丁目14-16先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
59	信号制御機	あけぼの本町	ますだ B - 8	益田	益田市あけぼの本町10-3先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
60	信号制御機	あけぼの東町	ますだ B - 7	益田	益田市あけぼの東町15-22先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
61	信号制御機	昭和跨線橋西	ますだ B - 27	益田	益田市乙吉町イ331-5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
62	信号制御機	益田合同庁舎前	ますだ A - 11	益田	益田市昭和町13-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)